

大阪市水道事業管理規程第20号

大阪市水道局臨時的任用職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

大阪市水道局臨時的任用職員の給与に関する規程（平成31年大阪市水道事業管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(給与の減額)</p> <p>第7条 職員が所定の勤務日又は勤務時間中に勤務しないときは、その勤務しないことについての大阪市水道局長（以下「局長」という。）の承認（次に掲げるものを除く。）があった場合を除くほか、その勤務しない1日又は1時間につき、勤務1日又は1時間当たりの給与額をその者に支給すべき給与の額から減額する。</p> <p>[(1)~(4) 略]</p> <p>(5) 職務に専念する義務の特例に関する規則（昭和26年大阪市人事委員会規則第6号）<u>第2条第1項第11号及び第11号の4の規定による職務に専念する義務の免除の承認</u></p> <p>[(6)・(7) 略]</p> <p>[2 略]</p>	<p>(給与の減額)</p> <p>第7条 [同左]</p> <p>[(1)~(4) 同左]</p> <p>(5) 職務に専念する義務の特例に関する規則（昭和26年大阪市人事委員会規則第6号）<u>第2条第1項第11号、第11号の4及び第11号の6の規定による職務に専念する義務の免除の承認</u></p> <p>[(6)・(7) 同左]</p> <p>[2 同左]</p>
備考 表中の[ ]の記載は注記である。	

附 則

この規程は、令和6年6月1日から施行する。